

是正請求事案（給水料金の減免に関する是正請求（上下水道課）事案） 答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

令和元(2019)年 9 月26日

多治見市長 古川 雅典

諮問事案 給水料金の減免に関する是正請求（上下水道課）事案

答申日 令和元(2019)年 9 月13日

審査会の結論

本件是正請求のうち、漏水時の水道料金の上限及び減免対象期間の延長について検討すべきものとする。また、その他の部分は、棄却すべきものとする。

第1 事案の概要

- 1 平成30年10月18日、是正請求人は、水道メーターの検針時に検針員から水道の漏水の可能性を指摘され、速やかに水道工事指定店に漏水調査を依頼した。その結果、宅内地下配管からの漏水の事実が確認された。
- 2 水道工事指定店に修繕を依頼したが、同指定店の業務手配の都合により、漏水防止のための給水管の取替工事が完了したのが平成30年11月3日であった。
- 3 平成30年11月6日、請求人は「給水料金減免申請書」を行為庁に提出した。
- 4 平成30年11月12日、行為庁は請求人に対し、多治見市水道事業給水条例第27条の規定に基づき「給水料金減免のお知らせ」をもって給水料金の減免決定を通知した。
- 5 請求人は、漏水した料金の減免の取扱いについて行為庁と交渉を重ねたが不調に終わった。平成31年 2 月12日、行為庁に対し、現行の漏水に対する減免制度に不服

があるとして以下の３点に関する是正請求を行った。

- (1) 漏水時の水道料金について、その上限を設定すること
- (2) 漏水時の減免期間の対象を発見月から工事完了月までとすること
- (3) 上記の改正を行い、本件減免決定の修正をすること

第２ 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

1 本件に係る水道料金の減免の規定について

多治見市水道事業給水条例施行規程（以下「規程」という。）第27条は、水道料金の減免について次のように定めている。

- (1) 給水装置の破損又は腐食等不可抗力により漏水した場合で、地下又は壁の中等漏水の発見が困難な箇所から漏水したものについては、漏水修理が完了した日の属する計量期間に含まれる２の使用月及びその直前の計量期間に含まれる２の使用月のうち使用水量が多い計量期間に含まれる２の使用月の各使用月を漏水した月（以下「漏水月」という。）と認定し、各漏水月の使用水量から当該漏水月が属する計量期間前４の使用月の使用水量の平均（１立方メートル未満の端数は、切り捨てる。以下「平均使用水量」という。）を控除した水量（以下「漏水量」という。）が平均使用水量の４分の１以上の場合（漏水量が５立方メートル未満の場合を除く。）又は１５立方メートル以上の場合、各漏水月において漏水量の２分の１の水量（１立方メートル未満の端数は、切り上げる。）について料金を免除することができる（規程第27条第１号）。
- (2) 給水装置の破損、腐食等不可抗力により漏水した場合で、前号の規定によることが適当でないと市長が認めたときは、前号の規定にかかわらず、特に市長が認めた水量について料金を免除することができる（規程第27条第２号）。

また、この規程第27条第２号の適用基準については、内規が長期にわたり多量に漏水していた場合を特例として定めている。

2 理由

- (1) 請求の趣旨(1)漏水時の水道料金の上限設定について

水道事業の運営は地方公共団体それぞれの状況により様々であるとしても、他の地方公共団体の中には、当該地方公共団体の判断で上限を設けているところが

ある。この措置は、適正に水道を使用している使用者に対しては、不可抗力による過剰な負担を軽減すべきであるという趣旨に基づくものと考えられる。使用者は漏水修繕工事にも相応の費用を要することになるため、工事費用に加えて、高額な水道料金の負担は重くのしかかることになる。

したがって、漏水時の水道料金について、規程第27条第2号の適用基準の中に、上限を設けることも含めて、検討することを求める。

(2) 請求の趣旨(2)漏水時の減免対象期間の変更について

請求人は、漏水時の減免期間の対象を発見月から工事完了月までとするよう制度の変更を求めている。しかし、修繕工事にかかる日数までを考慮しても、合理性のある制度であると考えられるため、現在の制度に瑕疵があるとは認められない。ただし、不可抗力により漏水期間が、例えば4箇月を超えて長期にわたり多量に漏水することもあるため、規程第27条第2号の適用基準の中に、減免対象期間を延長する等この場合に対応できる適切な定めを設けることも検討すべきである。

(3) 請求の趣旨(3)本件減免決定の修正について

規程第27条第1号及び第2号に基づいて行為庁が行った本件決定には違法性・不当性はなく、適法である。なお、審査会は、規程第27条第2号の適用基準の改善を求めているが、どのような改善を行うかは行為庁に委ねている。そのため、審査会は、現時点では本件に関する遡及適用についての判断までは行わない。

3 審査会の附帯意見

広報に関して以下の改善を行うべきである。すなわち、現在、水道の使用者には給水装置の管理責任があるため、漏水した場合、水道料金が高額になる可能性があるということが、十分市民に周知徹底されていない。市がホームページや広報紙により案内をしているものの、実際に漏水するまでは給水装置の保全に対して無関心な市民が多いと、行為庁自身も認識している。このような現状を踏まえると、区長会等で具体的な事例を示すなど、市民にとって切実な問題であることを説明したり、給水装置の老朽化や凍結による破損が懸念される地区に重点的に説明したりするなど、広報のあり方の改善を要望する。